

関東医学哲学・倫理学会『医療と倫理』執筆要領（改訂：2023年7月9日）

1. 原稿は横書きとし、和文の文章は「である」調を原則とする。読点は「、」、句点は「。」を使用する。英文を希望する場合は、別途相談されたい（論文本文は、和文以外は英文のみとする）。
2. 提出原稿は、Microsoft Word（40字×40行）によって作成した電子ファイルとする。なお、事情によって手書き原稿提出を希望する場合は、別途相談されたい。
3. 原稿の1頁目に次の諸点を記載する。

① 原稿の種類

- (1) 原著論文 [査読付き]
- (2) 依頼論文 [査読なし]
- (3) 一般論文 [査読なし]
- (4) 研究ノート
- (5) 実践報告
- (6) エッセイ
- (7) 書評
- (8) 翻訳
- (9) その他

② 原稿の表題

③ 執筆者の氏名および所属

④ 執筆者の連絡先（住所および電子メールのアドレス）

4. 原稿の本文は、原稿の2頁目から記載する。

本文の冒頭に原稿の表題を記載する。表題は、原則として副題も含め50字程度以内の日本語表題とその表題に対応する英文タイトルを併記し、行を改めて執筆者の所属・氏名を記載する（和文と英文を併記）。

5. 英文要旨・キーワードについて

原著論文は、掲載が決まった場合には、英文要旨（300語以内）とキーワード（5語以内、邦語と英語）を編集委員会の求める時期に提出する。ネイティブ・チェックを受けた英文要旨、およびネイティブ・チェックを受けたことを証明する書類（紙媒体の書類は スキャナで読み込む等によりPDF形式等の電子媒体に変換すること）を、日本語訳と合わせて提出する。

6. 欧文表記は原則として半角文字を使用する。
7. 注は本文に注番号を記入し、原稿の末尾に注書きをまとめる。
8. 引用文献、参考文献は、注にすべてを記す方法、あるいは注と文献リストを併用する方法のどちらを選択してもよい。いずれにしても、原典が明らかになるように、著者名、書名ないし論文名、雑誌名、出版社名、発行年、巻、号、引用箇所頁数等を明記する。記載の仕方については、別添の「注および文献の表記法」に則って行う。
9. 図表は必要最小限とし、原則として1点につき400字分で換算する。
10. 原著論文・依頼論文・一般論文・研究ノートの原稿は、注を含め、**原則として16,000字程度**とする。文字数を以下の要領で確認し本文末尾に記載すること。
 - (1) 文字数は本文および注でカウントし、図表は1点につき400字に換算する。
 - (2) Microsoft Wordの入力画面左下に表示された「文字数」を原稿の末尾に記載する。この「文字数」には注を含めた原稿全体の文字数がカウントされるようにすること。

11. 提出原稿は、原則として電子ファイルを電子メールに添付して編集委員会宛に送付すること。
12. 本誌「医療と倫理」に掲載されたすべての原稿の著作権は、原則として本学会に帰属する。ただし、掲載された原稿の著者本人による利用については、本学会は原則として異議を申し立てない。また、掲載された原稿は、原則として電子媒体でも閲覧可能になる。
13. 編集委員会は、本誌「医療と倫理」に掲載されるすべての原稿について、本誌の学問的水準を保つために必要な範囲で編集上の判断を行う権限を有する。
14. 編集委員会は、本誌「医療と倫理」の編集方針に沿って、適切と判断される執筆者に対して、依頼原稿の執筆を依頼できる。
15. 提出原稿の掲載採否等は、以下のような手続きを経て編集委員会が決定する。
 - (1) 原著論文については、編集委員会の指名した第三者による査読を経て編集委員会が決定する。その際、査読結果に従って、編集委員会は論文執筆者に原稿の修正を求めることができる。
 - (2) 一般論文、およびその他の種類のすべての原稿については、宗教や政治等に関する極端に偏った一方的な主張、個人や団体等に対する不当な偏見・差別的表現・誹謗中傷等、当学会誌に掲載する文章として著しく不適切な内容が含まれる場合には、編集委員会の判断によって当該原稿の掲載を拒むことができる。それ以外の場合には、提出原稿は原則として査読を経ることなく掲載が可能となる。ただし、すべての提出原稿は編集委員会の指名した第三者がこれを検討する。また、編集委員会は、当該原稿を検討した第三者の意見を受けて、本誌「医療と倫理」の学問的水準を保つ目的で、原稿執筆者に対して原稿の内容上および形式上の修正を求めることができる。
16. 以上のほかにも、編集委員会は、本誌「医療と倫理」の学問的水準を保つために必要と認められた点について、随時執筆者に相談することができる。